

所得控除・税額控除について

札幌国際プラザの賛助会費が、所得税や住民税の控除対象となりました。必要書類を添えて確定申告等を行うことにより、税の優遇措置が受けられる場合があります。

制度の概要は下記のとおりですが、詳細につきましては、管轄の税務署やお住まいの市町村にご確認くださいませようお願いいたします。

■税の優遇措置の概要

■法人の皆様

一定の額を限度として、お支払いいただいた賛助会費を損金算入することができます。

■個人の皆様

○所得税

お支払いいただいた賛助会費について、「所得控除」と「税額控除」のどちらかを選択して適用することができます。

多くの場合、「税額控除」を選択した方が有利となります。

○住民税

お支払いいただいた賛助会費を「税額控除」の対象とすることができます。

※ 所得税と住民税のそれぞれの税額控除額(最大額)については、別紙をご覧ください。

■税の優遇措置を受ける際に必要となる書類

確定申告等で税の優遇措置を受けられる際には、次の2つの書類が必要となります。

- ① 「領収書」または「領収書の代替書類^(注)」
- ② 「税額控除に係る証明書(写し)」(別紙)

(注) 「領収書の代替書類」は、領収書を紛失された方や、口座振込等のため領収書をお持ちでない方に対して、プラザが発行いたします。

確定申告で税の優遇措置をお受けになる予定があり、領収書をお持ちでない方につきましては、お手数でも下記担当までご連絡をお願いいたします。

(参考) 寄附金税額控除額一覧

※ 下表の税額控除額は、総所得金額等や税額控除額の上限を考慮していない「**最大控除額**」を記載しています。

そのため、ご本人の所得状況や課税状況によっては、**実際の税額控除額が下表の金額を下回る場合があります。**

詳細につきましては、管轄の税務署やお住まいの市町村にご確認ください
ますようお願いいたします。

(単位 円)

寄付金額 (賛助会費額)	税額控除額			自己 負担額	自己 負担率
	所得税	住民税	計		
3,000	400	100	500	2,500	83.3%
5,000	1,200	300	1,500	3,500	70.0%
10,000	3,200	800	4,000	6,000	60.0%
20,000	7,200	1,800	9,000	11,000	55.0%
30,000	11,200	2,800	14,000	16,000	53.3%
50,000	19,200	4,800	24,000	26,000	52.0%
100,000	39,200	9,800	49,000	51,000	51.0%
150,000	59,200	14,800	74,000	76,000	50.7%
200,000	79,200	19,800	99,000	101,000	50.5%
300,000	119,200	29,800	149,000	151,000	50.3%
500,000	199,200	49,800	249,000	251,000	50.2%
1,000,000	399,200	99,800	499,000	501,000	50.1%

■ 税額控除額の算式

1 所得税

$$(\text{寄附金}^{(注1)} - 2,000\text{円}) \times 40\% = \text{税額控除額}^{(注2)}$$

注1 算出の基礎となる寄附金は、総所得金額等の40%が上限

注2 税額控除額は、所得税額の25%が上限

2 住民税

$$(\text{寄附金}^{(注1)} - 2,000\text{円}) \times 10\%^{(注2)} = \text{税額控除額}$$

注1 算出の基礎となる寄附金は、総所得金額等の30%が上限

注2 10%の内訳は、下記のとおり

・都道府県が指定した寄附金 --- 4%

・市区町村が指定した寄附金 --- 6%

(都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%)